



安次富 哲雄 (72歳)  
平成7年から現在まで公平委員会委員長を務め、多くの審理案件を処理し、本市の人事行政推進に貢献。また市都市計画審議会委員、市情報公開制度運営審議会委員としても尽力。



名城 政次郎 (81歳)  
学校法人尚学学園理事長のほか、沖縄県私立中学高等学校協会顧問、沖縄県専修学校各種学校協会名誉会長など数々の要職を務め、私学振興に尽力するとともに学力向上と人材育成に大きく貢献。



糸数 武 (79歳)  
50年余にわたり自治会活動を続け、地域づくり・地域課題の解決に尽力。また那覇市自治会会长会連合会会長を務めるなど各自治会会长会のまとめ役・相談役として活躍し協働によるまちづくりに大きく貢献。



西江 喜春 (71歳)  
昭和38年に古典音楽安富祖流に入門以来研鑽を重ね、平成23年に国指定重要無形文化財「組踊音楽歌三線」保持者(人間国宝)に認定されるなど、古典音楽の保存継承並びに後進の育成に尽力。



崎山 嗣榮 (73歳)  
昭和54年7月の青少年指導員制度設立当初より現在まで、指導員として青少年の健全育成に尽力。また市青少年指導員連絡協議会の会長を務めるなど、後進の育成に貢献。



西筋 清治 (78歳)  
平成3年の暴力団組事務所撤去訴訟那覇市原告団連絡協議会の設立当初より現在までの21年余にわたり会長を務め、暴力団壊滅運動に大きく貢献。また23年余の間、自治会長として地域活動に尽力。



高江洲 旭 (76歳)  
昭和47年より24年にわたり前島小学校の歯科校医を務め、児童の歯科健康管理に尽力。また南部地区歯科医師会会長、市国保運営協議会委員等の要職を歴任するなど、市民の健康管理に大きく貢献。



富名腰 ツル (73歳)  
昭和55年から現在まで民生委員児童委員を務め、地道な活動を通じ地域福祉の向上に貢献。その間、那覇第3民生委員児童委員協議会副会長を務めるなど後進の育成にも尽力。



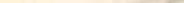
玉城 節子 (71歳)  
玉城流創立者に師事以来、実演とともに後進の育成に尽力。平成21年国指定重要無形文化財「琉球舞踊」総合認定を受けるとともに、沖縄芸能連盟会長等の要職を歴任し、琉球舞踊の発展に貢献。



宮國 恵徳 (60歳)  
平成9年8月より現在までの4期14年余にわたり市議会議員を務める。その間、建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長などを歴任するなど地方自治の進展に尽力し、市政発展に大きく貢献。



友寄 英毅 (76歳)  
昭和57年から現在まで神原小学校の学校医を務め、児童の健康増進に貢献。また、市医師会の会長・副会長を歴任し市民の健康増進に取り組むとともに学校保健活動の充実に尽力。



# 市制施行 91周年

## 市政功労者(11人)

5月20日は那覇が「区」から「市」となった日で、この日を「市制施行記念日」として市制誕生を祝っています。パレット市民劇場で開催された今年の式典では、市の発展に貢献された11人の方々を市政功労者として表彰しました。表彰に先立ち第一部の記念舞台では、今年の市政功労者の西江、玉城両氏による歌三線と琉舞の至芸が式典に華を添え、ハイサイ運動への思いを市長が講演しました。復帰40周年の今年の式典は、ウチナーの誇る文化の薫りが会場を包み、功労者の皆さまをはれやかに祝福しました。【お問い合わせ 秘書広報課 ☎861-5173】



### ふるさとづくり 寄付金

～ご厚意ありがとうございます～

ふるさとづくり寄付金制度は、市出身の方や、市に思いを寄せる方々が市へ寄付を行い、その使い道を指定できる制度です。

平成23年度も次のとおりたくさんの寄付金が寄せられました。みなさまからいただいた寄付金は、今年度、次の事業に活用させていただきます。

**寄付件数 33件  
寄付額 4,293,800円**

#### 平成24年度事業名

- ・協働によるまちづくり推進事業
- ・後期高齢者健康増進推進事業
- ・緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業
- ・児童クラブ賃金料補助金
- ・新文化芸能発信拠点施設整事業
- ・図書館資料等購入事業
- ・プロ野球キャンプ等支援事業
- ・応急手当に関する資機材整備事業

みなさまのご期待に添えるような那覇のまちづくりに取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも「なは」の応援をよろしくお願いします。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ 企画調整課 ☎862-9937】

相続や贈与にかかる  
保険年金を受給され  
ていた方へ

### 特別還付金のお知らせ

申請が  
必要です!

#### ①年金型保険

死亡保険金を年金形式で受給していた方

#### ②学資保険

学資保険の契約者が亡くなつたことに伴い、養育年金を受給していた方

#### ③個人年金保険

個人年金保険契約に基づく年金を受給していた方



対象

国では、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税を課税しないこととしました。そこで、法律上の時効である5年を超えた分についても、平成12年分以降の所得税納付分を「特別還付金」として支給することとしています。

これに伴い、市でも、納め過ぎとなつた個人住民税(市・県民税)および国民健康保険税の5年を超えた分について、「特別還付金」として支給します。(平成13年度(平成12年分)から平成18年度(平成17年分)が対象となります)

**申請期限 平成25年3月29日(金)**

申請に必要なもの

- ① 所得税の特別還付金支給決定通知の写し
- ② 所得税の特別還付金の額の計算明細書の写し
- ③ ①および②に掲げる場合以外の場合は、対象となる保険年金の受給額および受給期間などがわかる書類(保険会社からの通知書など)
- ④ 印鑑、特別還付金の振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの

【お問い合わせ】 個人住民税について  
市民税課 ☎861-3328

国民健康保険税について  
国保長寿医療課 ☎862-4262

\*所得税の特別還付金の請求期限は平成24年6月29日です。お早めに近くの税務署へご相談ください。